とやま住まいとまちづくり推進懇話会規約

(名称)

第1条 この会は、とやま住まいとまちづくり推進懇話会(以下「懇話会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、県民の居住水準の向上を目指し、住宅・住環境に対する県民の意識を高めるための 諸活動を実施することにより、自然災害に備え、かつ地球環境に優しい住宅の普及や少子高齢社 会に配慮した豊かでゆとりある住生活の実現及び安全で美しいまちなみ創出の推進に寄与するこ とを目的とする。

(事業)

- 第3条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 富山の自然環境・社会経済環境・歴史文化環境における住宅やまちづくりに関する情報交換・情報収集・記録保存
 - (2) ゆとりある住生活に関する普及・啓発事業
 - (3) 美しいまちなみ創出に関する普及・啓発事業
 - (4) 住まい、まちづくり諸事業への支援・協力
 - (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 懇話会は、会員及び協賛会員をもって組織する。
 - (1) 会員
 - イ. 正会員 住宅関連の公益法人等
 - 口. 特別会員 地方公共団体
 - (2) 協賛会員 懇話会の趣旨に賛同する法人及び団体

(経費)

第5条 懇話会の経費は、会員及び協賛会員の会費その他の収入をもってこれに充てるものとし、会費 の額については別に定める。

(役員)

- 第6条 懇話会に、会員の互選により会員又は会員の推薦する者から役員として、会長1名、副会長1 名、理事若干名及び監事2名を置く。
 - 2 役員の任期は、2年とし再任を妨げないものとする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の 残任期間とする。
 - 3 会長は、懇話会を代表し会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐する。
 - 5 会長、副会長及び理事は、この会の会務を執行する。
 - 6 監事は、懇話会の会計を監査する。

(名誉会長)

- 第7条 懇話会に名誉会長を置くことができる。
 - 2 名誉会長は、必要な事項について懇話会に意見を述べることができる。

(会議)

第8条 懇話会は、総会、役員会を必要に応じて開催することとし、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 総会は、会員及び協賛会員をもって構成し、次の事項を議決する。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 規約の制定及び改廃
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他懇話会の運営に関する重要事項
- 3 総会は、会員及び協賛会員の過半数の出席により成立し、議事は、出席会員及び協賛会員の過半数の同意をもって議決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 役員会は、正副会長、理事、監事、事務局長及び専門委員会の長をもって構成し、次の事項を 議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) 総会に付議すべき事項
 - (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 5 役員会は、役員会構成員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって議決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第9条 懇話会は、第3条に掲げる事業を円滑に推進するために、専門委員会を設けることができる。
 - 2 専門委員会の長は、役員会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 懇話会の事務を処理するため、公益社団法人富山県建築士会内に事務局を置く。

(細則)

- 第11条 懇話会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
 - 2 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成14年6月11日から施行する。
- 2 懇話会の会計年度の始期は、第11条第1項の規定にかかわらず前項に掲げる期日とする。
- 3 この規約は、平成23年7月21日から施行する。
- 4 この規約は、平成25年4月30日から施行する。